

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(補てん方法等の準用)</u>  <u>第 33 条の 2 第 40 条の 3 の規定は、預託前株券等</u>  <u>のうち、株券の不足の補てんの場合に準用する。</u>  <u>この場合において、「規程第 63 条第 3 項」とある</u>  <u>のは「規程第 45 条第 3 項」と読み替えるものと</u>  <u>する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(取締役会が定める限度による補てん)</u>  <u>第 40 条の 3 規程第 63 条第 3 項に規定する取締役</u>  <u>会の定める限度は、機構の剰余金相当額とする。</u>  <u>2 前項の機構の剰余金相当額は、事故発生日の属</u>  <u>する機構の事業年度の直前事業年度(以下この項</u>  <u>において「前期」という。)の末日における純資</u>  <u>産額(前期に関する定時総会において定めた利益</u>  <u>処分又は損失処理後の額とする。)から、前期の</u>  <u>末日における資本金、資本準備金及び利益準備金</u>  <u>(前期に関する定時総会において定めた利益処</u>  <u>分又は損失処理後の額とする。)を差し引いた額</u>  <u>をいう。</u>  <u>3 機構は、前項に規定する機構の剰余金相当額を</u>  <u>限度として、その都度、取締役会が定める額によ</u>  <u>り、規程第 63 条第 3 項の規定による株券の補て</u>  <u>んをする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)</u>  <u>第 40 条の 4 規程第 64 条第 2 項に規定する参加者</u>  <u>(以下この条において単に「参加者」という。)</u>  <u>が行う預託株券の不足の補てんは、次に定めると</u>  <u>ころにより行うものとする。</u>  <u>(1) 第一次補てん</u>  <u>参加者が行う預託株券の不足の補てんに係る</u>  <u>補てん総額(以下この条において「参加者補てん</u>  <u>総額」という。)を規程第 64 条第 2 項の規定によ</u>  <u>り連帯して補てんを行う参加者の数で除して得</u>  <u>た額(1 円に満たない端数が生じた場合は、切り</u>  <u>上げた額)とする。ただし、その額は参加者ごと</u>  <u>に 200 万円を超えないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額（1 円に満たない端数が生じた場合は、切り上げた額）とする。

参加者ごとの補てん額 =

事故発生日における預託  
株券の銘柄につき、参加  
者ごとの事故発生日から  
起算して直前 1 年間の預  
託株券の株式の数（商法  
第 221 条第 1 項に規定す  
る一単元の株式の数が、  
1,000 株以外の場合には、  
当該銘柄の預託株券の株  
式の数に 1,000 を乗じて  
当該一単元の株式の数で  
除して得た株式の数、一  
単元の株式の数を定めて  
いない銘柄については当  
該銘柄の預託株券の株式  
の数に 1,000 を乗じて得  
た株式の数）の総数

…(a)

参加者補  
てん総額  
- 前号の  
規定によ  
り支払わ  
れた第一  
次補てん  
に係る金  
銭の総額

×

当該期間の機構の営業  
日数（休業日以外の日数  
をいう。事故発生日から  
起算して直前 1 年間に  
おいて参加者口座を開  
設した参加者は、当該参  
加者口座開設日から事  
故発生日までの間の機  
構の営業日数）

(a)の合計

- 2 機構は、前項第 1 号に規定する算式により参加者ごとの第一次補てんに係る金額を算出し、当該各参加者に通知する。
- 3 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第一次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。
- 4 機構は、第 2 項に規定する通知を行った参加者から第一次補てんに係る金銭の支払いを確認できた場合であって、なお参加者補てん総額の全額の補てんが終了しないときは、遅滞なく第 1 項第 2 号の算式により参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、当該各参加者に通知する。
- 5 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第二次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。
- 6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産、民事再生手続、会社更生手続又は整理等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められ

る一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(準用規定)

第75条 新株予約権付社債券について規程第88条第1項の規定により規程第4章第1節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

附 則

この改正規定は、平成16年8月23日から施行し、同日を事故発生日とする預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券及び預託受益証券の不足の補てんから適用する。

(準用規定)

第75条 新株予約権付社債券について規程第88条第1項の規定により規程第4章第1節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句